

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は平成30年4月1日現在で12,398人。10月1日を基準とする住民基本台帳による人口の統計では平成29年が12,581人であり、その20年前の平成9年(16,662人)と比較した場合、この20年間で4,081人の減少が見られ、年平均で204人のペースで人口減少が続いている。

また、年齢3区分別の人口動態では、15歳から64歳の生産年齢人口の減少が目立ち、それに伴って15歳未満の年少人口も減少傾向にある。しかし、65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、昭和49年に11.3%であった高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)は平成29年に39.1%となるなど、少子高齢化が進む状況にある。

本町の産業構造を、平成27年国勢調査の産業三部門別就業者数から見ると、第1次産業が1,635人、第2次産業が1,061人、第3次産業が3,833人と10年前の国勢調査と同様に第3次産業がトップとなっている。全体の就業者数が減少している中でも、第1次産業の就業者数の減少率は高い。

第1次産業及び第2次産業については、担い手不足や高齢化により生産額も減少傾向にある。

また、日本経済は回復基調にあると言われているものの、本町の企業はそのほとんどが零細企業であり、事業所及び従業者数は減少傾向にあり、中小企業者としては熊本地震の影響が影を落とし、未だ厳しい経営環境が続いている。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の投資を促すことで、経済発展を目指す。導入促進基本計画期間中の先端設備等導入計画の目標認定件数を5件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定事業者の労働生産性が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全種類とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本町におけるすべての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象区域は、高千穂町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本町の中小企業者の業種・事業が特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

先端設備等導入計画の申請までに、町の公租公課を完納していること。